

令和2年7月

会員各位

株式会社福岡県不動産会館

## あいおい損保「紹介スキーム」のご案内

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、損害保険代理店（少額短期保険代理店を除く）を兼業されていない会員様へ朗報です。火災保険をご検討中のお客様を当社へご紹介いただくだけで、保険契約の成立不成立にかかわらず、紹介料をお支払いする「紹介スキーム」をあいおいニッセイ同和損害保険と当社で提携し、現在実施しております。

詳しくは本文書の裏面にある「あいおいニッセイ同和損保『紹介スキーム』のご提案」を参照いただきたいのですが、受付可能な契約として

**\*保険期間2年以上で住宅新規購入時（中古住宅を含む・個人契約）の長期火災保険で、賃貸入居者向け家財保険や事業物件用の火災保険などは不可**

**\*新規契約のみでお客様が加入されている満期契約の更改などは不可**

**\*対象外物件、契約として法人名義の契約・一般物件(事業用物件)・共同住宅建物一棟・投資用物件・保険料の支払い方法が長期一括払以外の契約・投資目的(非居住)物件・共同保険・紹介スキーム利用が他社見積を提案する契約**

以上ですが、言い換えれば新規契約のみで、すべての保険会社の満期更改物件の取扱、ご紹介は不可ということです。この点につきましてご注意ください。

なお、紹介料は1件につき4,000円を予定しております。以上の内容でご賛同いただける会員様は下記に記名いただき、FAXでお申し込み下さい。「業務提携契約書(紹介スキーム)」の原本と控え、返信用封筒を郵送しますので、契約書原本に記名押印の上ご返送下さい。その後当社より紹介スキーム用のグッズ（代理店紹介依頼書、お客様への案内資料等）をお送りしますのでよろしく願い申し上げます。

\*既に当社と紹介スキーム契約済みの会員様はFAX送付は必要ありません。

送付先 株式会社福岡県不動産会館 FAX 092-631-0380

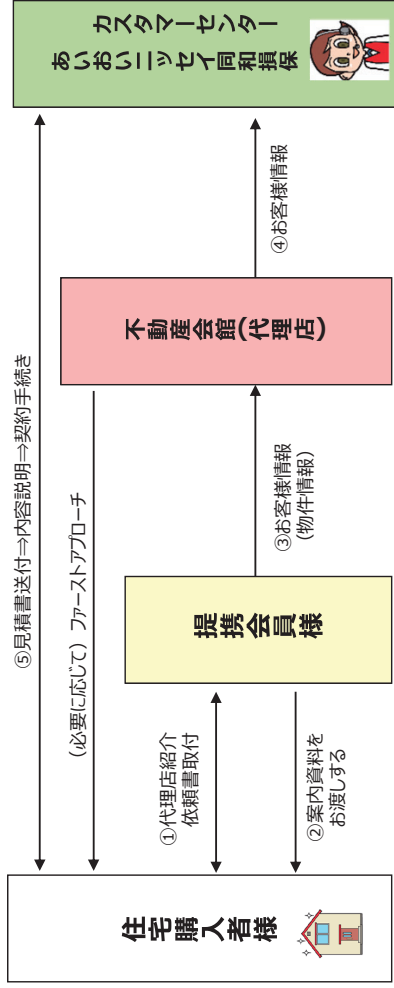
〒	tel	fax
住所		
会社名		
メールアドレス	@	(*必ずご記入下さい)

## 1 「紹介スキーム」の全体像

◇「紹介スキーム」とは

- 損害保険代理店委託を行わない提携会員の皆さまには「株式会社福岡県不動産会館」（以下「不動産会館」という）を代理店としてお客様をご紹介いただく「紹介スキーム」をご案内させていただきます。実際のお客様への保険募集は「不動産会館」に代わってあいおいニッセイ同和損保のカスタマーセンター（火災支援デスク）が行います。

◇「紹介スキーム」の流れ・参画要件



- ◇ 提携会員の皆さまはお客様に対して、保険商品の説明等、募集行為を行うことはできません。
- ◇ 火災保険の契約手続きについて不動産会館（代理店）を紹介する旨をお客様に伝えていただきます。
- ◇ 個人情報の第三者への提供について、お客様の同意を得るなどの手続きを適切に取ることが必要になります。
- ◇ ご紹介の商品は**住宅購入時（中古物件を含む）**に加入する長期火災保険が対象になります。

## 2 「紹介スキーム」の参画に必要なお手続き

1. 「業務提携契約書」の締結  
提携会員・不動産会館の間で業務提携の範囲・内容についての契約書を締結します

## 3 「紹介スキーム」における提携会員様の主な業務内容

1	お客様より代理店紹介依頼書を取り付ける	不動産会館（代理店）へお客様の個人情報をご提供することへの同意などをお願いいたします
2	お客様へ案内資料をお渡りする	封緘封筒（提携会員様での開封は厳禁）で今後の手続きの流れや不動産会館（代理店）の権限明示やプライバシーポリシーを説明する資料をお客様にお渡しいただきます
3	不動産会館（代理店）へお客様情報・物件情報を提供	火災保険の契約に必要なお客様情報や物件情報（建物構造、価格、面積など）のデータをご作成いただきます
4	3と同時に建築確認申請書・登記簿謄本（写）など火災保険の引受に必要な資料を提供する	火災保険における建物構造級別や割引の適用の判定に必要な資料をご用意ください
5	提携業務（契約紹介）の運営状況の点検＜適宜実施＞	お客様に対して保険商品の説明を行うことは厳禁です。不動産会館（代理店）がモニタリングを実施する場合があります。

## 4 ご留意いただきたい事項

- お客様に対して保険商品の説明や推奨を行わないでください
- お客様に対して不動産会館（代理店）を紹介いただく場合でも、当代理店で火災保険に絶対加入しなければならぬお客様が誤解するような説明は行わないでください（当代理店で加入されるかは、当代理店の説明や保険料等の諸条件をご確認いただくうえで、お客様にご判断いただきます）
- ご紹介いただくに際しては、必ずお客様から個人情報等の第三者提供に関する同意書を取り付けてください

< 話法例 >

- (問題なし)  
「保険代理店へ火災保険のお見積りのご依頼はお済ですか？ご依頼がまだであれば、弊社と提携している代理店を紹介させていただきます。いかがでしょうか？」
- × (行ってはいけない話法)  
「弊社では提携している代理店での加入をお勧めしています。火災保険の見積をご案内させていただきますか？」

## 5 「紹介スキーム」の対象となる火災保険

項目	内容
受付可能な契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅購入時（中古物件を含む）の長期火災保険</li> <li>※<b>賃貸入居者の家財保険や事業物件用の火災保険などは不可</b></li> <li>・新規契約のみ</li> <li>※<b>お客様が加入されている満期契約の更改などは不可</b></li> </ul>
対象物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅物件（個人契約）（注）住宅新規購入時に限る</li> <li>・法人名義の契約・一般物件（事業用物件）</li> <li>・共同住宅建物1棟・投資用物件</li> <li>・保険料の支払方法が長期一括払以外の契約</li> <li>・投資目的（非居住）物件</li> <li>・共同保険</li> <li>・本サポート利用が他社見積を提案する契約</li> </ul>
保険料のお支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカード（QRコード方式）・払込票（コンビニ・ゆうちょ銀行）</li> <li>・口座振替</li> <li>※お客様へは原則クレジットカード（QRコード）をご案内します</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンなどで手続き可能なQRコードを活用する方法をお勧めしています</li> </ul>

⇒詳細については不動産会館（代理店）へご確認をお願いします